

■個別排水処理事業の決算状況について

個別排水処理事業は、市が合併処理浄化槽を設置整備し、維持管理をする事業です。その会計は、一般会計とは別に個別排水処理事業特別会計として運営されています。これは、個別排水処理事業の歳入(使用料等)と歳出(建設費や維持管理費等)を明確にし、経営状況が明らかになるようにしているためです。

個別排水処理事業の平成27年度決算状況をお知らせします。
(各構成比は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もあります。)

平成27年度個別排水処理事業特別会計決算の状況

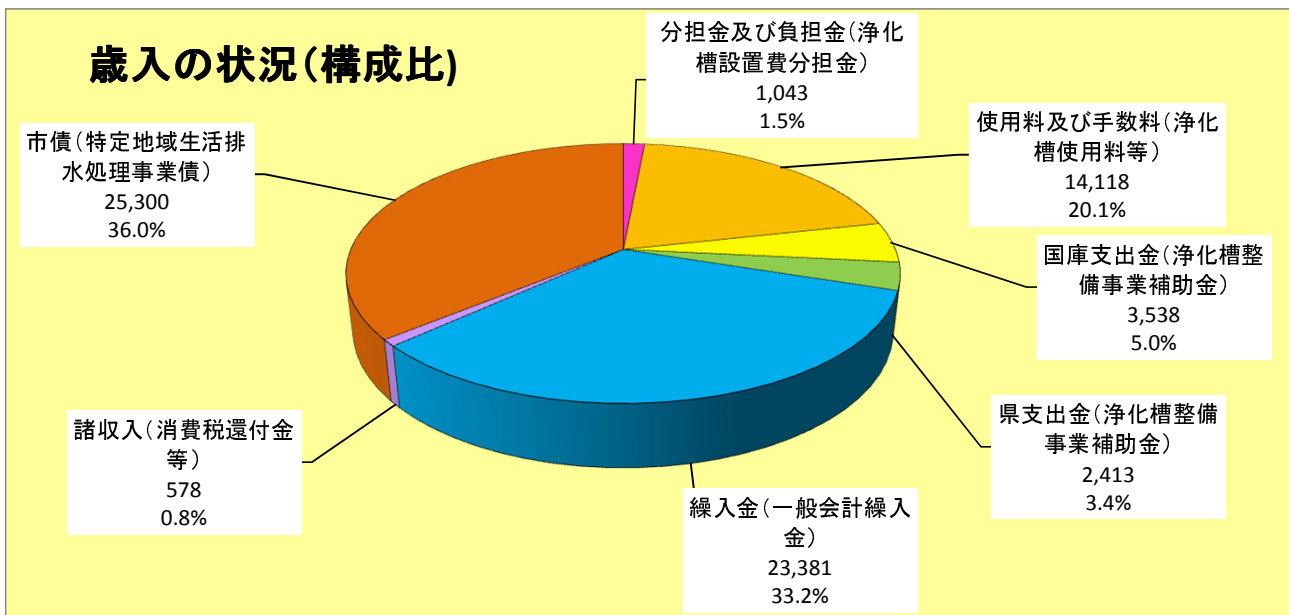
歳入

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
分担金及び負担金(浄化槽設置費分担金)	1,043	1.5
使用料及び手数料(浄化槽使用料等)	14,118	20.1
国庫支出金(浄化槽整備事業補助金)	3,538	5.0
県支出金(浄化槽整備事業補助金)	2,413	3.4
繰入金(一般会計繰入金)	23,381	33.2
諸収入(消費税還付金等)	578	0.8
市債(特定地域生活排水処理事業債)	25,300	36.0
歳入合計	70,371	100.0

歳出

区 分	決算額(千円)	構成比(%)
浄化槽整備推進事業(浄化槽設置工事等)	34,853	49.5
管理総務費(職員給与費、使用料収納業務等)	8,141	11.6
浄化槽管理費(浄化槽の維持管理等)	24,321	34.6
公債費(長期償還元金)	1,091	1.6
公債費(長期償還利子)	1,965	2.8
		0.0
歳出合計	70,371	100.0

歳入の状況(構成比)



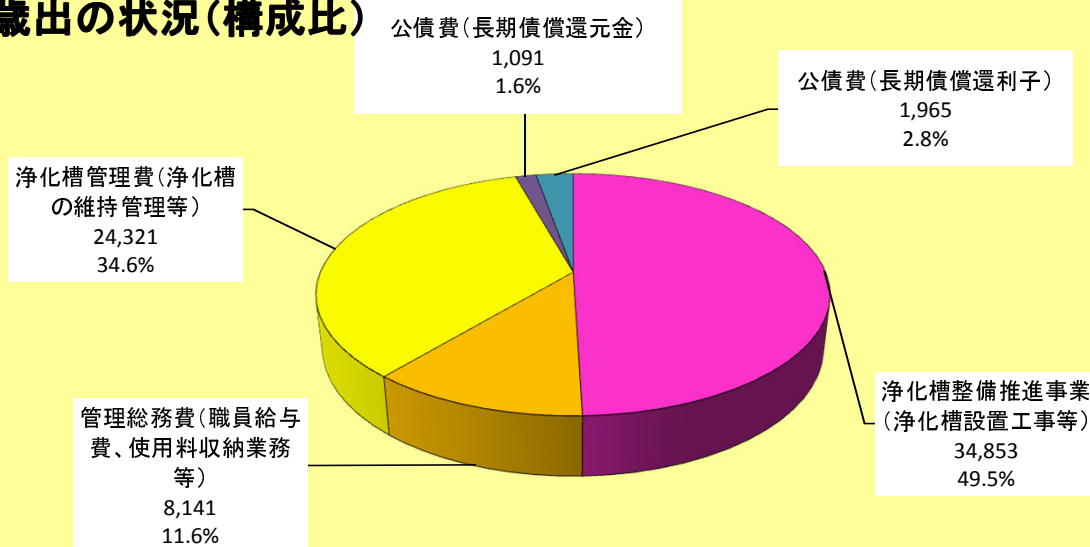
汚水を処理する費用は、合併浄化槽を使用している皆様から納めていただく使用料で賄うことが原則となっています。(使用者負担の原則)

しかし、現在はすべての費用を使用料で賄うことができないため、その不足分は市の一般会計から繰入金という形で市税等を投入し、使用者負担の軽減が図られています。

平成27年度の歳入の状況を見ると、使用料が1,411万8千円、構成比で20.1%であるのに対し、一般会計繰入金は2,338万1千円、構成比で33.2%と大きなウェイトを占めています。

市税は、合併浄化槽を使用されない方も含めた市民の皆様からご負担いただいているものであり、一般会計から過度に繰り入れることは、使用者負担の原則からも望ましいものではありません。そのため、定期的に使用料の見直しを行い、負担の適正化を図る必要があります。

歳出の状況(構成比)



歳入と歳出の状況を比較すると、浄化槽使用料が1,411万8千円に対して、その維持管理費が2,432万1千円であり、使用料で維持管理費を賄えない状況であることが分かります。